

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
附属学校を置く各公立大学法人学長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
矢野 和彦

#### 令和 6 年度研究開発学校 実施希望調査について（照会）

文部科学省では、教育課程の基準の改善に資する実証的資料を得るため、研究開発学校制度を設けていますが、令和 6 年度においても、参考 1 及び参考 2 に基づき、新たに研究開発学校を指定することを予定しています。

については、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知の上、令和 6 年度から新たに研究開発学校の指定を希望する学校がある場合には、下記の事項に留意の上、実施希望調書の提出をお願いします。

（参考）文部科学省ホームページ内「研究開発学校制度」

[研究開発学校制度 | 研究開発学校制度・教育課程特例校制度 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/)

#### 記

##### 1 実施希望調書作成に当たっての留意事項

- （1）研究開発課題については、別添に示す研究開発の募集課題のいずれかに即して、先進的な研究開発課題を具体的に設定すること。各募集課題については、研究開発の視点の例を示しているので、これらも参照しつつ、教育課程の在り方について長期的な視野を持ちながら、各学校の創意工夫を生かして研究開発課題を設定すること。
- （2）教育課程の特例を設けるに当たっては、平成 29 年から平成 31 年において改訂された幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領の内容を踏まえること。

- (3) 実施希望調書は、添付の様式により記入要領に従い作成すること。
- (4) 実施希望調書は、原則として研究開発を希望する学校ごとに作成するものであるが、複数の学校が連携して研究開発を行う場合は、共同で1通の調書を作成し、提出すること。
- (5) 実施計画の検討に当たっては、研究開発の指定期間が原則として4年であり、第1年次は、新設教科等の位置付けや内容、評価方法のより細やかな検討など、特別の教育課程の編成・実施に向けた準備に充て、第2年次以降、実際に特別の教育課程を実施するなど、研究開発をより質の高いものとする。

## 2 実施希望調書の提出について

- (1) 提出期限：令和5年10月20日（金）
- (2) 提出先：文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室  
E-mail：[kyokyo@mext.go.jp](mailto:kyokyo@mext.go.jp)
- (3) 提出方法：  
以下のリンクにファイルをアップロードの上、メールで提出した旨連絡すること。  
<https://mext.ent.box.com/f/e15930ee86cc4b45b53183263e1bfee5>
- (4) 提出書類：【様式(本体、別紙1～4)】  
※提出に当たっては、以下の点に留意すること。
  - ・ファイルの名称は「都道府県等番号：学校名」とすること。  
【例】学校数が1校の場合「13：千代田区立文部科学小学校」  
学校数が複数の場合「13：千代田区立文部科学中学校 外1校」  
注：都道府県番号については、記入要領を参照
  - ・メールの件名は「都道府県名：研発新規希望調書提出」とすること。
  - ・実施希望調書を複数のファイルに分けず、一つの計画につき、一つのPDFファイルとすること。
  - ・必ず各学校から直接ではなく、各管理機関から提出すること。

## 3 留意事項

- (1) 令和4年8月31日付けで、教育研究開発実施要項を改正しているため、実施希望調書の提出に当たっては、「教育研究開発実施要項の改正について」（令和4年8月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を確認すること。
- (2) 各校から提出された研究開発実施計画に基づき、令和6年度の研究開発学校の指定に関して、教育研究開発企画評価会議による審査が行われる予定であること。
- (3) 本事業における、国の研究指定校等に伴う教職員定数の特例加算（研究指定校加配）の取扱いについては、審査の結果、研究開発学校に指定される場合に改めて連絡すること。
- (4) 提出された希望調書の差し替え及び再提出は原則として認められないこと。
- (5) 文部科学省が実施する他の研究指定事業等（スーパーサイエンスハイスクール等。以下「他の研究指定校事業等」という。）の指定を既に受けている場合や令和6年度から受けることが決定している場合、原則として研究開発学校の指定を受けることはできないこと。また、他の研究指定校事業等への申請を予定している場合は、あらかじめ文部科学省にその旨を相談すること。
- (6) 過日お知らせしたとおり、令和5年9月8日（金）に教育研究開発申請予定者説明会をオンラインで開催予定であり、令和6年度に研究開発学校の指定を希望する学校及び管理機関関係者は参加することが望ましいこと。

(添付書類)

- 01 別添 令和6年度研究開発学校の研究開発課題の設定について
- 02 【様式(本体、別紙1～4)】 令和6年度研究開発学校実施希望調書
- 03 (記入要領) 【様式(本体、別紙1～4)】
- 04 (参考1) 教育研究開発実施要項
- 05 (参考2) 「教育研究開発実施要項の改正について」(令和4年8月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)
- 06 (参考3) 教育研究開発事業実施委託要項
- 07 (参考4) 研究開発学校についてのよくある質問

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程企画室企画係

電話：03-5253-4111 (内線 2367)

E-mail：kyokyo@mext.go.jp